

# 信州型健康ゼロエネ住宅（仮称）推進指針策定等支援業務委託仕様書（案）

## 1 目的

住宅分野における 2050 ゼロカーボンの実現に向け、高い断熱性能を有し、信州の恵まれた自然環境を活かした、快適で健康的な『信州型健康ゼロエネ住宅（仮称）』を建築するための指針を策定・周知することで、県民及び建築事業者の機運醸成、対話の促進を図り、もって住宅のゼロエネルギー化の推進を図る。

## 2 委託業務の内容

### (1) 信州型健康ゼロエネ住宅（仮称）推進指針（以下「指針」という。）策定支援のための検討会議等の運営支援

指針策定や普及促進にあたり開催する専門委員会、建築団体会議及び市町村会議（以下「各検討会議等」という。）の運営（資料作成、支払い業務等）を支援する。

なお、各検討会議の実施時期（予定）は表 1 のとおり。

#### ア 信州型健康ゼロエネ住宅（仮称）推進指針検討専門委員会の運営支援

（開催回数は 3 回）

- ・アドバイザー（1 名）及び外部オブザーバー（1 名）への謝金等の支払い業務（各 2 時間）  
（県規定に準じて支払い：謝金は 6,400 円／名・時間、旅費は東京往復を想定、以下同じ）
- ・資料印刷、会場設営及び受付
- ・会議への出席
- ・議事録の作成、出された意見の体系的な整理

#### イ 建築関係団体会議の運営支援（建築関係団体 8 団体）

（開催回数は 3 回）

- ・有識者（1 名）との日程調整（2 回）
- ・有識者（講演者）への謝金等の支払い業務（2 回・各 2 時間）  
（県規定に準じて支払い）
- ・進行表作成等の運営準備
- ・資料案の作成
- ・資料印刷、会場設営及び受付
- ・会議への出席
- ・議事録の作成、出された意見の体系的な整理

#### ウ 市町村会議の運営支援（参加者想定人数は市町村数 77＋県現地機関数 10≒90 名）

（開催回数は 3 回）

- ・有識者（講演者）（1 名）との日程調整（1 回）
- ・有識者（講演者）への謝金等の支払い業務（1 回・2 時間）  
（県規定に準じて支払い）
- ・進行表作成等の運営準備
- ・資料案の作成

- ・資料印刷、会場設営及び受付
- ・会議への出席
- ・議事録の作成、出された意見の体系的な整理
- ・会場費（冷暖房費を含む。）の支払い業務（1回）

## （2）建築事業者向けの技術講習会の開催

（開催回数は4回（スケジュール（予定）は（1）のとおり））

目指す住宅の普及及び確実な施工につながる設計及び施工の技術に関する講習会を開催する。

- ・講師（1名）への謝金等の支払い業務（各3時間）  
（県規定に準じて支払い）
- ・進行表作成等の運営準備
- ・資料案の作成
- ・資料印刷、会場運営及び受付
- ・会議への出席
- ・議事録の作成、出された意見の体系的な整理
- ・会場費（冷暖房費を含む。）の支払い業務

## （3）各種資料の作成

指針策定にあたり次に示す必要な各種情報の収集、データの整理を実施すること。

なお、6月末頃までに当該基礎的データを委託者に提出すること。

また、情報収集に当たっては、必要に応じて現地調査や有識者へのヒアリング等を行うこと。

- ・住宅の仕様（断熱材や開口部等の建築材料の種類並びに使用量、気密性能）、各部の納まり及び計算の例示を実施するための根拠資料に必要な調査及びデータ整理
- ・住宅のゼロエネ化に係る建設コストとランニングコストの比較検討（経年劣化に伴う修繕費用含む。）を行うための調査及びデータ整理
- ・バイオマスエネルギー活用及びパッシブデザインによる計画のエネルギー削減効果
- ・高断熱住宅による健康増進効果
- ・住宅建築にあたり県産木材や県内工務店を活用することによる効果
- ・改修方法の例示

## （4）指針及び手引書の作成

指針及び手引書について、別添「信州型健康ゼロエネ住宅（仮称）推進指針の構成（案）」を参考に構成を委託者と協議の上決定する。また、委託者の指示に従い、指針及び手引書に記載する図表、イラスト等の収集及びデザインを行い、印刷原稿の電子データを作成の上、次の仕様により印刷製本を行うこと。

区 分	指針冊子	手引書 (指針の概要版)
印刷内容	A 4 判・両面印刷・100 ページ程度 (資料編含む。)	A 4 判・両面印刷・8 ページ程度
色 数	カラー	カラー
製 本	無線綴じ	無線綴じ
印刷部数	500 部	100 部
校 正	文字校正・色校正 各 2 回	
その他	電子データ (Word、Excel、PowerPoint 等の編集可能な形式と、PDF 形式の 2 種類) も併せて納品すること。	

なお、印刷製本に当たっては、令和 2 年度長野県グリーン購入基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。(契約時点で最新版がある場合は最新版を適用すること。)  
(参考) 令和 2 年度長野県グリーン購入推進方針

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/hozen/green.html>

また、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に関する判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は委託者と協議の上、適切な表示を行うこと。

表 1 想定スケジュール (白抜き黒色塗りつぶしの項目が委託項目)

時期	2020年度	2021年度												2022年度	
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
検討体制	住宅審議会 専門委員会		住宅審議会			住宅審議会		住宅審議会		住宅審議会					
委託	委託手続き		委託開始											委託完了	
建築関係団体会議	合議			合議		合議		合議							
市町村会議				合議		合議				合議					
講習会												講習会開催			
印刷製本															
資料収集等			基礎的資料収集		各種データ整理										

### 3 成果品の提出

#### (1) 成果物の内容及び形式等

本業務の成果物は以下のとおりとする。

電子データの形式は委託者と受託者で別途協議して定めるものとするが、特段の指定がない場合は、Word、Excel、PowerPoint 等の編集可能な形式と、PDF 形式の2種類を提出するものとする。また、電子データはCD-R等の電子記録媒体に保存して提出する。

番号	業務内容	成果物の内容	形式及び部数等
1	全体	業務全体を総括し、概要をまとめた本業務委託に関する完了報告書	書面2部及び 電子データ
2	業務内容 2(1)	有識者へのヒアリング調査の議事録及び謝金の支払いを証する書類	
3		各検討会議の議事録、資料一式、及び論点等を整理した資料	
4		各検討会議開催に係る経費の支払いを証する書類(会場使用料等)	
5		業務内容 2(2)	
6	講習会の議事録、資料一式、及び論点等を整理した資料		
7	講習会開催に係る経費の支払いを証する書類(会場使用料等)		
8	周知の際の広報や開催を取材した新聞媒体等への掲載が行われた場合は、その記事		
9	業務内容 2(3)	各種データの把握方法・算出方法を記載した資料(出典(根拠)資料名を併記すること。)	
10		上記において、詳細図等をCADで作成する場合は、その電子データ	
11	業務内容 2(4)	2(4)に記載のとおり	書面2部及び 電子データ
12	その他	その他委託者が必要と認めるもの	

#### (2) 提出場所

長野県建設部建築住宅課(長野県長野市大字南長野字幅下692-2)

#### (3) 提出期限

各成果品の提出期限については、令和4年3月31日とする。ただし、必要に応じて、別途協議の上、各成果品の納入期限を定めることができるものとする。

#### 4 業務実施体制

受託者は、本業務を円滑に遂行させるため、管理技術者を選任し、委託契約締結後速やかに、管理技術者の氏名及び連絡先を建築住宅課に提出するとともに、業務を円滑に遂行できるよう、十分な体制をとるものとする。

また、変更があった場合も同様とする。

#### 5 業務に要する経費の限度額

7,461,300 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

#### 6 その他

- (1) 当該仕様書に記載していない事項等については、委託者と受託者が協議して決定する。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。
- (3) 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。
- (4) 受託者は、月 1 回程度、長野県庁等において打合せを行い、業務全体の進捗状況について報告すること。また、協議を要する事項や提案事項等がある場合は随時委託者に報告し、必要に応じ面談等により打合せを行うとともに、その結果を委託業務に反映させること。
- (5) 本業務に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、契約金額の支払いと同時に委託者に移転するものとする。
- (6) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。これは、契約の解除後及び契約期間満了後においても同様とする。